[資料編]

資料目次

資料 1-①	消費者庁による医業類似行為に関する注意喚起<抜粋>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
資料 1-2	消費者事故等の定義及び消費者事故等と重大事故等との関係	38
資料1-3	事故情報データバンクによる生命・身体に関する事故情報の集約	39
What is a second		
資料 2-①	消費者事故等の通知に関する規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
資料 2-2	消費者事故等の通知の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
資料 2-3	消費者事故等の通知に関する消費者庁の関係通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
資料 2-4	消費者事故等情報通知様式<抜粋>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
資料 2-⑤	通知主体別の重大事故等の通知件数の推移(平成 26~30 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
資料 2-⑥	通知主体別の非重大事故等の通知件数の推移(平成 26~30 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
資料 2-⑦	消費者事故等の通知に関する警察庁の関係通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
資料 2-8	消費者事故等の通知に関する消防庁の関係通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
資料 2-9	消費者事故等の通知に関する保健所等(医業類似行為担当部署)からの主な意	
見	₹	59
資料 2-10	保健所(医業類似行為担当部署)が把握していた健康被害情報の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
資料 2-11	実地調査の対象外の保健所が相談を受け付けた事案が都道府県等の消費者行政	
担	担当部局を通じて消費者庁へ通知が行われていた例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
資料 2-12	消費者事故等の通知に関する保健所等(美容行為担当部署)からの主な意見・・・	63
資料 2-13	保健所(美容行為担当部署)が把握していた健康被害情報の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
資料 2-4	都道府県等の消費者行政担当部局が消費者事故等の通知要件等を関係部局に繰	
V)返し周知している例	66
資料 2-15	消費者事故等の通知に関する消防本部からの主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
資料 2-16	消防本部が把握していた健康被害情報の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
資料 3-①	医業類似行為に関する都道府県等による指導監督に関する規定	68
資料 3-2	医業類似行為業に対する指導徹底を要請する通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
資料 3-3	医業類似行為に関する最高裁判所の判決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
資料 3-4	カイロプラクティック等をあはき法等の対象外と位置付けている例	73
資料 3-⑤	医療行為及び美容行為に関する都道府県等による指導監督に関する規定	73
資料 3-⑥	医師法又は美容師法違反行為に対する指導徹底を要請する通知	76
資料 3-7	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止を求める閣議決定等	77
資料 3-8	消費者被害の発生・拡大防止に関する規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
次料 4 ①	↑ ルフ ケア 英类の創山 / 2 間 声 ナス ナカ 間 差 沖 ウ	00
資料 4-①	ヘルスケア産業の創出に関連する主な閣議決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
資料 4-2	ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプトと市場規模の見込み・・・・・・・・・・・	81

資料 1-① 消費者庁による医業類似行為に関する注意喚起く抜粋>



News Release

平成29年5月26日

法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に

消費者庁には、「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で発生した事故の情報が、1,483件 '寄せられています(平成21年9月1日から平成29年3月末までの登録分)。そのうち、治療期間が1か月以上となる神経・脊髄の損傷等の事故が240件と全体の約16%を占めています。

これらの施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

- 1)疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて、施術や施術者を慎重に選びましょう。
- 3)施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
- 5)トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。
- (注)消費者庁のホームページから当該注意喚起情報を抜粋した。

資料 1-② 消費者事故等の定義及び消費者事故等と重大事故等との関係

消費者事故等

生命身体事故等(法第2条第6項)

(法第2条第5項第1号) (被害が発生した事故)

- ・消費者による、商品等・ 役務の使用等に伴い生じ た事故
- ・死亡、負傷又は疾病(<u>1</u> 日以上の治療期間)、一酸 化炭素中毒等

(法第2条第5項第2号) 〈事故発生のおそれのある事態〉

消費安全性を欠く商品等・ 役務の消費者による使用等 が行われた事態のうち、左 の事故が発生するおそれが あるものとして政令で定め る要件に該当するもの

重大事故等

(法第2条第7項第1号)

上の事故のうち被害が重大なもの(死亡、負傷又は疾病(<u>30日以上</u>の治療期間)、 一酸化炭素中毒等) (法第2条第7項第2号)

上の事態のうち左の事故を 発生させるおそれがあるも のとして政令で定める要件 に該当するもの(火災等)

財産に関する事態(法第2条第5項3号)

(法第2条第5項第3号)

消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理 的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定め るものが事業者により行われた事態

多数消費者 財産被害事態

上の事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるもの

(法第2条第8項第1号) |

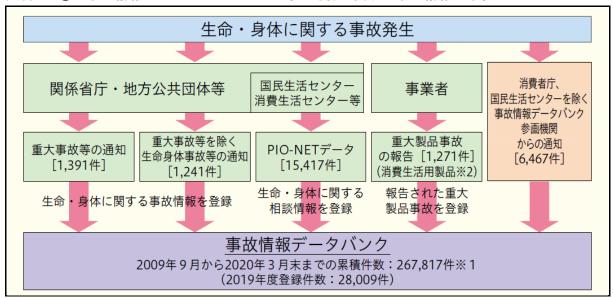
消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す取引の対象となるもの内容又は取引 となるもののものと著しく異なるもの

(法第2条第8項第2号)

左に掲げるもののほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるものの

(注)「令和2年版消費者白書」から抜粋した。

資料1-③ 事故情報データバンクによる生命・身体に関する事故情報の集約



(注)「令和2年版消費者白書」から抜粋した。

資料 2-① 消費者事故等の通知に関する規定

〇 消費者安全法(平成21年法律第50号)<抜粋> (定義)

- 第2条 この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
- 4 <u>この法律において「消費安全性」とは、商品等</u>(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。) <u>又は役務</u>(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。) <u>の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。) 又は利用(以下「使用等」という。) の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。</u>
- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若 しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事 業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又 は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が 消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に 掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 (略)

- 6 この法律において<u>「生命身体事故等」とは、前項第1号に掲げる事故及び同項第2号に掲げる</u> 事態をいう。
- 7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一 <u>第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に</u> 該当するもの
 - 二 <u>第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとし</u> て政令で定める要件に該当するもの
- 8 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 (略)

2~4 (略)

5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、第10条の

2 第 1 項第 1 号に規定する<u>消費生活センター、都道府県警察、消防機関</u>(消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号) 第 9 条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、教育機関、第 11 条の7 第 1 項の消費生活協力団体及び消費生活協力員、消費者団体その他の<u>関係者の間の緊密な連</u>携が図られるよう配慮しなければならない。

6 (略)

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

- 第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が 発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、 その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。一 (略)
 - 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)
- 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を除く。)
- 4 第1項又は第2項の場合において、<u>行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム</u> (行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。) <u>への入力</u>その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、<u>当該通知をしたものとみなす</u>。
- 5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第1項及び第2項の規定による通知の円 滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(権限の委任)

- 第 47 条 内閣総理大臣は、第 45 条第 1 項の規定による権限その他<u>この法律の規定による権限</u> (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。
- 2 (略)

〇 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号)<抜粋>

(消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる 被害の程度)

- 第1条 <u>消費者安全法(以下「法」という。)第2条第5項第1号の政令で定める被害の程度</u> は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。
 - 一 死亡
 - 二 <u>負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの</u>(当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

三 (略)

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当すること となる要件)

- 第2条 法第2条第5項第2号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することと する。
 - 一 当該商品等又は当該役務が、法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている 消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、<u>当該商品等又は当該役務の使用等において、物品</u>(飲食の用に供するものを除く。)、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は 過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。

三・四 (略)

(消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件)

- 第4条 <u>法第2条第7項第1号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各</u> 号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。
 - 一 死亡
 - 二 <u>負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき</u> (その症状が固定したときを含む。) <u>において内閣府令で定める程度の身体の障</u>害が存するもの

三 (略)

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することと なる要件)

- 第5条 法第2条第7項第2号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することと する。
 - 一 第2条第1号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。
 - イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)、施

設又は工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その 他の劣化が生じていたこと。

口 (略)

二 (略)

〇 消費者安全法施行規則(平成21年內閣府令第48号) < 抜粋>

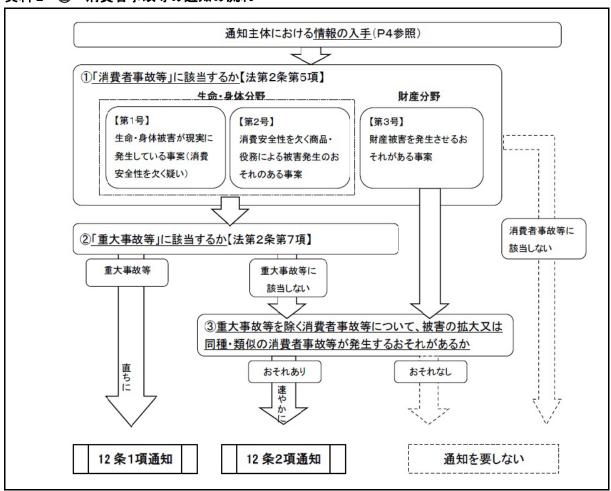
(情報の通知)

第9条 (略)

2~4 (略)

- 5 法第12条第3項第3号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、それぞれ 当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発 生について通知し、又は報告することとされているものとする。
 - 一 行政機関の長 内閣総理大臣
 - 二 都道府県知事 行政機関の長
 - 三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
 - 四 国民生活センターの長 行政機関の長
- (注) 下線は当省が付した。

資料 2-② 消費者事故等の通知の流れ



(注)「消費者事故等の通知の運用マニュアル」(消費者庁)から抜粋した。

資料 2-③ 消費者事故等の通知に関する消費者庁の関係通知等

〇 「「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について(依頼)」(令和元年5月7日付 け消安全第169号の1消費者庁次長通知)

平素より、消費者行政の推進に当たりましては、格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼 申し上げます。

平成21年9月の消費者庁設置以降、消費者安全法に基づき、消費者事故等に関する情報が、関係行政機関及び地方公共団体等から消費者庁に通知されることとなっています。消費者庁では、通知された事故情報を集約・公表するとともに、消費者被害の発生・拡大防止対策を講じています。

消費者安全法第12条の規定に基づく消費者事故等の通知について、通知事項の一層の明確化を図るため、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を制定し、御対応いただいているところですが、添付のとおり、身体・生命事故の事例の充実等、本マニュアルの改訂を行いましたのでお知らせします。

つきましては、<u>貴都道府県(貴政令指定都市)内関係部局への本マニュアルの周知とこれに基づく適確な運用をお願いいたします</u>とともに、貴都道府県におかれましては、貴都道府県下の市町村に対しましても本マニュアルの周知をしていただきますよう併せてお願いいたします。

〇 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」(平成 21 年 10 月 28 日制定、最終改正:令和元年 5 月 7 日) <抜粋>

3 通知すべき事案の考え方

- (3) 「消費者事故等」に該当するかの判断
 - ア 消費者事故等とは

「消費者事故等」とは、<u>消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のこと</u>であり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。(詳細は、法第2条第5項を参照)

「消費者事故等」は、内容的には消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に被害を与えるものに、また、事象的には被害が発生した事故と事故を引き起こすような事態に大別されるところ、法第2条第5項においてその定義が規定されるとともに、法第12条においては消費者庁に対して通知する義務のある情報とされている。

消費者事故等の要件とその解説は以下のとおりであり、<u>要件該当性の判断に資するため、生命・身体分野は別表1</u>、財産分野は別表 2-1(行為別)及び別表 2-2(商品・役務別)にて具体例を示すので参照されたい。

- (ア) 生命・身体被害に係る消費者事故等
 - a 生命・身体被害が現実に発生しているもの(法第2条第5項第1号) 法第2条第5項第1号は、生命・身体被害に関する消費者事故等のうち、現実に被 害が発生した事故を定義している。

(a) 要件

要件1: 事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに 伴って生じた事故

要件2: 政令(※1)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が<u>消費安全性を欠くことにより生じたも</u> のでないことが明らかでないもの^(※注)

※注 商品等又は役務が<u>消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかな事故については、「消費者事故等」に該当しない</u>こととされている。もっぱら消費者の過失によって事故が発生したことが明らかである場合には、「消費者事故等」には該当しないが、「もっぱら消費者の過失によって事故が生じたか否か」については、安易に消費者の過失によるものと断じるべきではなく、注意表示の不備の可能性も含めて総合的に判断すべき。

生命・身体被害が現実に発生している事案については、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかである場合だけが「消費者事故等」から除外されるのであって、事故の原因となった商品等又は役務が消費安全性を欠くか否かが明らかでない場合や、事故原因は正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが疑われるような場合には「消費者事故等」に該当する。

※1 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

(b) 解説

用語	解説
商品・製品、物品・施設・工	製造物だけでなく、未加工の動産や不動産を含む。事業として無償で
作物	提供されたもの、公の営造物を含む。
治療に一日以上かかる負	絆創膏を貼る程度で足りるような軽度の負傷や、単なる気分の悪化、
傷・疾病	医療施設において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと
(政令第1条第2号)	判断された場合などを除く。
その事故に係る商品等又は	消費安全性を欠くことが具体的に疑われれば、事故原因はまだ正確
役務が消費安全性を欠くこ	<u>には判明していない場合にも、本要件を満たす</u> 。消費者の過失によっ
とにより生じたものでない	て事故が発生したことが明らかである場合は本要件を満たさない
ことが明らかでないもの	が、注意表示の不備の可能性も含めて総合的に判断すべき。

b 生命・身体被害が発生するおそれのあるもの(法第2条第5項第2号) (略)

- c 「重大事故等」に該当するかの判断
- (a) 重大事故等とは

「重大事故等」とは、生命・身体について被害が生じる事故の中で被害が重大で あるもの、又は事故の兆候のある事態のうちそうした重大事故を発生させるおそれ があるものとして政令で定めるものをいう。消費者事故等に包含される概念である。 重大事故等に該当するかどうかの判断を行うに当たり、重大事故等の要件とその 解説及び具体例等を以下のとおり示す。

- (b) 重大な生命・身体被害が現実に発生しているもの(法第2条第7項第1号)
 - i) 要件

生命・身体に関する被害が現実に発生している事故(法第2条第5項第1号) のうち、その被害が重大であるものとして政令(※3)で定める要件に該当したもの

※3 政令第4条

①死亡

- ② 負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの
- ③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が 存するもの
- ④中毒(一酸化炭素中毒)

ii)解説

用語	解說
治療に要する期間が 30 日	治療に要する期間が不確定の場合であっても、被害の程度により 30
以上	日以上となる可能性が高い場合には重大事故等として判断し、通知
	して差し支えない。
	基本的には、医師・医療機関の判断を尊重すべきものであるが、医師
	の判断や診断書等がない場合であっても社会通念に従って客観的に
	判断すべきである。
府令で定める程度の身体障	(略)
害	

- (c) 重大な生命・身体被害を発生させるおそれがあるもの(法第2条第7項第2号) (略)
- (4) 財産被害に係る消費者事故等(法第2条第5項第3号) (略)
- イ 消費者事故等には該当しないと考えられる場合 (略)
- (4) 「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断 重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等

が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等 を以下のとおり示す。

ア解説

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

【消費者事故等の態様 (例)】

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

【商品等又は役務の特性(例)】

- ・ 商品等が広く流通しているか
- ・ 家庭において広く使用されているか
- ・ 同種の役務が広く展開されているチェーン店で提供されているか
- ・ 事故原因となったものと同じ原料・部品を使用した商品が多数存在しているか

イ 具体例

(ア) 生命・身体分野

	事例
おそれあり	【被害の拡大のおそれ】
	事故等の原因となった当該家電製品が、全国的に流通していたり、現在も
	家庭で広く利用されている場合。
	【同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ】
	エステが原因となった事故について、チェーン店が同種類のエステを提供
	している場合。
おそれなし	(略)

(4) 財産分野 (略)

4 通知事項等

(2) 通知の時期

ア 12条1項通知

- ・ 重大事故等に該当すると判断(該当すると見込まれると判断したものも含む。)した 時点で直ちに通知(情報入手時から数時間以内)する。
- ・ <u>事実確認が十分に取れていない段階でも、合理的な範囲で確認できた情報を通知する。また、情報を得た時点で通知要件に該当するか不明である場合でも、事後的に要件に該当することが確認された場合には、その時点で通知する。</u>
- ・ 迅速な情報伝達を最優先とし、要件に該当する可能性が高いと判断されれば、その時 点において迅速に通知することが望ましい。<u>消費安全性の有無について迷った場合は、</u> 生命・身体に実際に被害が生じている事故(法第2条第7項第1号)であれば直ちに、

被害を発生させるおそれのある事態(法第2条第7項第2号)であれば消費安全性を欠く可能性が高いと考えられた時点で、それぞれ通知することが望ましい。

イ 12条2項通知

・ 通知主体において消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合であって、<u>被害の拡大</u> 又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認める時点で速やかに通知す <u>る</u>。

別表1 生命・身体に係る事例集

消費者事故等は以下に限るものではないが、これまでの消費者事故等の通知から抽出したものである。

※消費者安全法施行令(平成21年8月14日政令第220号)

類	事例	政令※(消費 者事故等の 該当要件)
整骨・マッ サージ	○ <u>整骨院で施術</u> を受けたところ、 <u>右膝内側半月板変性断裂</u> の重 傷。	第4条第2号
	○肉離れの治療のため、 <u>整骨院でアイシングの施術</u> を受けたと ころ、患部が凍傷になった。	第1条第2号
	<u>──</u> ○整骨院で、 <u>エアマッサージ器を使って脚部の施術</u> を受けたと	第1条第2号
	○整骨院でマッサージの施術を受けたところ、腕神経そう損傷の重傷。	第4条第2号
整体、カイ コプラクテ	○ <u>整体院の施術で、うつ伏せに寝た状態で右腕を背中側に引っ</u> 張られたところ、右肘のじん帯を損傷。	第4条第2号
ィック、マ ッサージ	○ストレッチを行う整体で、脚を強く引っ張られる施術を受け	第4条第2号
(無資格)	<u> </u>	第4条第2号
	<u>○カイロプラクティックの施術</u> で、うつ伏せに寝た状態で <u>肩関</u>	第1条第2号
	○マッサージ店において、施術を受けたところ、右足小指の骨	第4条第2号
减灸	○鍼灸院で<u>鍼治療</u>を受けたところ、<u>左気胸</u>となった。	第4条第2号
	○鍼灸院で <u>足首等にお灸</u> の施術を受けたところ、 <u>火傷</u> 。	第1条第2号
エステ	○<u>エステ店</u>で、<u>機器を使った痩身の施術</u>を受けたところ、<u>両下</u> <u>肢に熱傷</u>。	第1条第2号
	○ <u>店舗で美顔器を使用</u> したところ、 <u>顔の半分にかゆみ・腫れ</u> 等 の症状。	第1条第2号
	○小顔に矯正するという美容サービスを受けたところ、頚椎捻	第4条第2号
	を	を育・マッ

〇 「まつ毛エクステンションに係る消費者事故等について(依頼)」(平成27年6月4日付け 消費者庁消費者安全課、厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡) < 抜粋>

(略)

今般、独立行政法人国民生活センターが「後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害」 を公表し、まつ毛エクステンションによる危害相談が依然として寄せられていることが報告されました。

(略)

また、衛生主管部局にはこれまでも健康被害等の情報収集をお願いしているところですが、 地方公共団体において消費者事故等の情報を得た場合、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号) に基づき、消費者庁に通知する義務があります。まつ毛エクステンションに関しては、以下に 該当する場合は原則として通知が必要と考えられます。

- ①目や目の回りの皮膚の治療に30日以上を要する危害が生じており、まつ毛エクステンションの施術が危害に影響していると疑われる情報
- ②同一の美容所で複数の被害相談がある、美容師以外の者の施術による被害相談がある等、 当該施術所での被害拡大が懸念される情報
- ③まつ毛エクステンション用の接着剤に一定の有害物質が含有しているとの情報 各地方公共団体におかれては、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照いただき、<u>消</u> 費者事故等の情報を漏れなく消費者庁に通知するようお願いいたします。

(略)

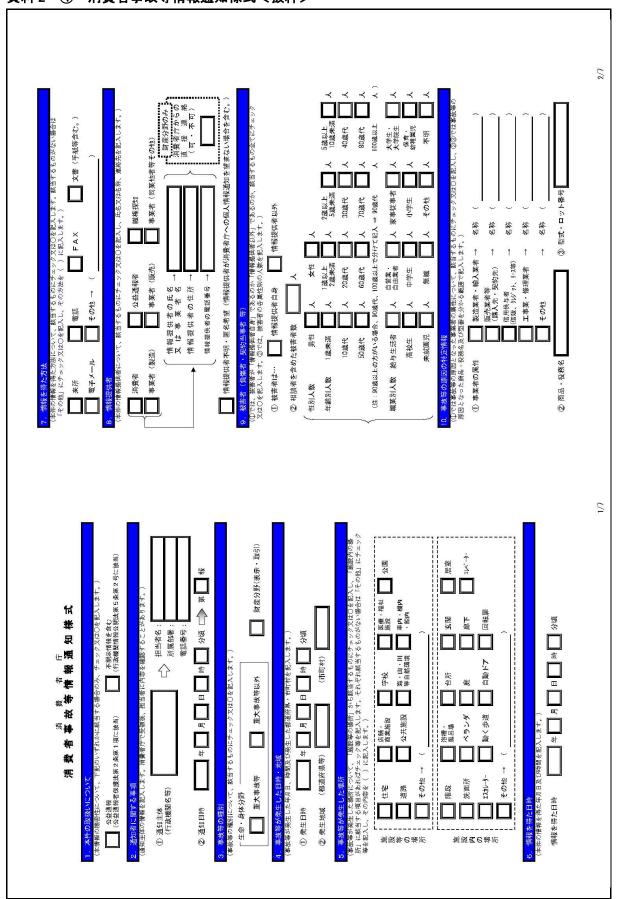
(参考1)

- ・独立行政法人国民生活センター 平成27年6月4日公表資料 (略) (参考2) まつ毛エクステンションによる消費者事故等のイメージ
- ・まつ毛エクステンションの施術を受けたところ、激しい痛みを伴い、目に違和感を覚えた。 2回目の施術を受けたところ、目のあたりに激痛が走り、両角膜びらんの重症。
- ・まつ毛エクステンション施術直後から目が泌みて、翌朝目が覚めるとまぶたが腫れ、エクス テンションを取った後もまぶたの腫れが継続。
- ・施術の翌日に目が腫れたため、医師の診察を受けたところ、エクステに使用した接着剤が原 因のアレルギー性結膜炎と診断された。
- ・まつ毛エクステの接着剤により眼瞼に炎症を起こした。

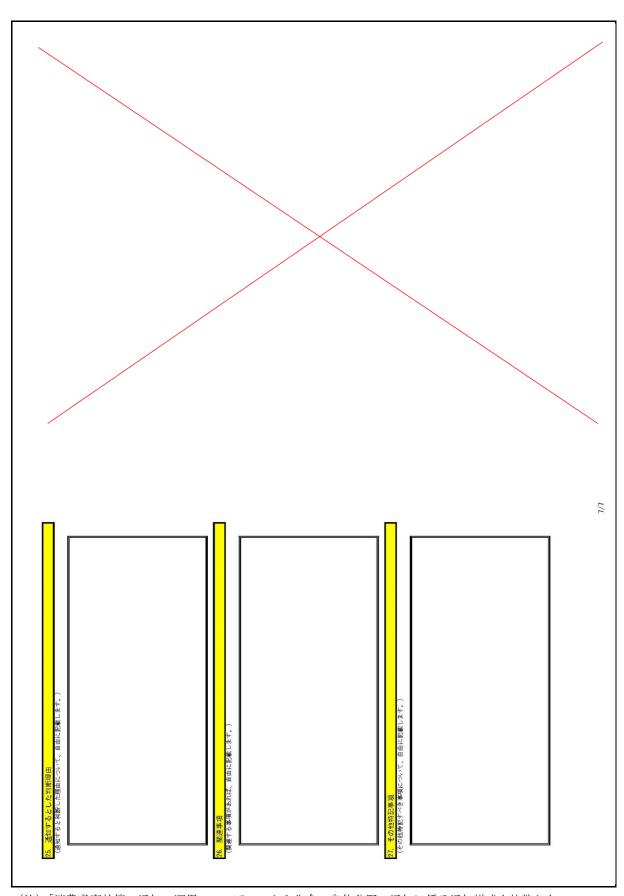
(略)

(注)「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の別表1を除き、下線は当省が付した。

資料 2-④ 消費者事故等情報通知様式 < 抜粋 >



	4/7
(本の・身体が到の事故等の自日、 (本の・身体が到の事故等の自日、 (本の・身体が別の事故等の自日にいれて、数当年ももののチェック又対しを形入します。) (本の・身体がある)	
(生命・身体分野) (生命・身体分野) (生命・身体分野の影響の影形について、影当するのにキュック次はび音形人ます。) (生命・身体分野の影響の影形について、影当するのにキュック次はび音形人ます。) (生命・身体分野の影響の影響について、影当するのにキュック次はび音形人ます。) (生命・身体分野の影響の影響について、影当するのにキュック次はび音形人ます。) (生命・身体の影響の影響の影響の影響とついて、影響・海上の楽野 () (京泉) (宗泉)	3/7



(注)「消費者事故等の通知の運用マニュアル」から生命・身体分野の通知に係る通知様式を抜粋した。

資料 2-⑤ 通知主体別の重大事故等の通知件数の推移(平成 26~30 年度)

(単位:件)

							(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	区	分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
関	属 係行政格	幾関	1, 130 (19)	1, 207 (21)	1, 184 (20)	1, 166 (8)	1,051 (13)
	文部科	学省	2 (2)	6 (6)	5 (5)	2 (1)	1 (0)
	厚生労働	動省	3 (2)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
	経済産	業省	56 (0)	50 (0)	40 (1)	25 (0)	30 (0)
	国土交流	通省	96 (0)	110 (0)	64 (1)	93 (0)	82 (0)
	警察庁		34 (10)	41 (11)	42 (12)	25 (2)	39 (5)
	総務省	消防庁	937 (4)	999 (4)	1,031 (1)	1,016 (4)	899 (8)
	火災		928 (0)	987 (1)	1,023 (0)	1,004 (0)	891 (0)
	海上保	安庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	消費者	宁	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	スポー	ツ庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
地	力公共国	団体	115 (31)	97 (37)	100 (59)	111 (66)	108 (80)
消	貴者安全	調査委員会	3 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)
	合	計	1, 248 (50)	1, 304 (58)	1, 286 (79)	1, 280 (74)	1, 159 (93)

⁽注) 1 当省の調査結果による。

資料 2-⑥ 通知主体別の非重大事故等の通知件数の推移(平成 26~30 年度)

(単位:件)

区 分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
関係行政機関	1,415 (2)	1,405 (11)	1,355 (7)	1, 179 (15)	1, 309 (23)
文部科学省	1 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
厚生労働省	854 (0)	748 (0)	799 (0)	725 (1)	823 (0)
中毒	819 (0)	725 (0)	779 (0)	711 (1)	804 (0)
経済産業省	395 (1)	260 (1)	178 (0)	89 (0)	85 (5)
国土交通省	47 (0)	294 (6)	284 (0)	272 (0)	296 (0)
警察庁	7 (1)	14 (4)	13 (3)	4 (2)	10 (5)
総務省消防庁	110 (0)	86 (0)	81 (4)	88 (12)	88 (13)
総務省	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
消費者庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
スポーツ庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
地方公共団体	233 (23)	187 (30)	259 (32)	216 (31)	219 (50)
消費者安全調査委員会	10 (0)	1 (0)	5 (3)	5 (0)	8 (0)
合 計	1,658 (25)	1,593 (41)	1,619 (42)	1,400 (46)	1,536 (73)

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 ()} 内は、重大事故等のうち役務の提供に係るものの件数を指す。

^{2 ()} 内は、非重大事故等のうち役務の提供に係るものの件数を指す。

資料 2-⑦ 消費者事故等の通知に関する警察庁の関係通知

○ 「消費者安全法の施行について(通達)」(平成21年8月26日付け警察庁丙総発第37号、 丙生企発第114号、丙生経発第8号、丙刑企発第60号、丙捜一発第17号、丙企分発第12 号、丙交企発第120号、丙備企発第82号、丙外事発第48号警察庁長官官房長・生活安全局 長・刑事局長・交通局長・警備局長連名通知) < 抜粋>

第 171 回国会において、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号。別添 1。以下「法」という。)が制定され、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号。別添 2。以下「設置法」という。)、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 21 年法律第 49 号。以下「整備法」という。)とともに、平成 21 年 9 月 1 日から施行されることとなった。

消費者庁関連三法(法、設置法及び整備法をいう。以下同じ。)制定の趣旨等、法の概要及び 留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1・第2 (略)

第3 留意事項

1 消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合の適切な対応及び警察庁への報告 警察庁長官は、法第12条の規定に基づき、「行政機関の長」として、消費者事故等の発生 に関する情報を認知した場合には、当該情報を内閣総理大臣に通知する必要があることか ら、都道府県警察において消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合には、消費者の 被害防止及び安全確保の観点から、警察として必要な措置を講じるなど適切な対応に努め るとともに、警察庁に対して適時適切に報告されたい。

特に、重大事故等の発生に関する情報については、警察庁長官は直ちに内閣総理大臣に通知するものとされていることから、都道府県警察において重大事故等の発生に関する情報を認知した場合には、即報されたい。

消費者事故等の発生に関する情報の警察庁に対する報告要領、具体的報告事項等については、各事件・事故主管課長等から指示するところによる。

なお、都道府県警察は、消費者事故等の発生に関する情報の通知主体とはされておらず、 警察庁に報告することで足り、他方、都道府県知事が消費者事故等の発生に関する情報の通 知主体とされているものの、都道府県知事に対する通知が義務付けられているものではな いことに留意されたい。

(以下略)

〇 「生活経済分野における消費者事故等の報告要領について」(平成27年3月31日付け警察 庁丁生経発第55号警察庁生活安全局生活経済対策管理官通知) <抜粋>

今般、消費者庁において「消費者事故等の通知の運用マニュアル」(別添資料参照)を改訂したことに伴い、「消費者安全法の施行について(通達)」(平成21年8月26日付け警察庁丙総発

第37号ほか)第3の1に基づき、<u>生活経済分野における消費者事故等の報告要領を別添のとおり</u>定めるので、各都道府県警察にあっては事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

消費者事故等発生報告要領(生活経済関係)

1 趣旨

この要領は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第12条第1項又は第2項の規定に基づき、生活経済分野における消費者事故等について、警察庁長官が法第2条第7項に規定する重大事故等が発生した旨の情報を得たとき及び同条第5項に規定する消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、被害拡大等のおそれがあると認めるときに、内閣総理大臣へ当該事故等の概要その他の事項の通知を行うために、各都道府県警察が警察庁に報告すべき事項その他所要の事項について定めるものである。

2 報告すべき消費者事故等

(1) 重大事故等

○ 商品等又は役務の使用又は利用が行われる時において通常有すべき安全性(以下「消費安全性」という。)を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、消費者の生命又は身体について死亡又は治療に要する期間が30日以上である負傷又は疾病が発生したもの

又は

○ 飲食物に病原体による汚染、有害物質の含有・付着等が生じた事態 をいう(法第12条第1項)。

生活経済分野においては、重大な健康被害が生じた医事・薬事関係事犯並びに飲食物への 異物混入事案及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)により販売等が禁止される食品の 販売事案が該当する。

(2) 消費者事故等

○ <u>消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、そ</u> の生命又は身体被害の程度が重大事故等に該当しないもの

又は

○ 虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ 合理的な選択を阻害するおそれのある行為が事業者により行われた事態

であって、その態様等に照らして、消費者の生命又は身体に対する被害若しくは財産的被害が拡大し、又は同種若しくは類似の被害が発生すると認められるものをいう(法第12条第2項)

生活経済分野では、軽微な健康被害にとどまった医事・薬事関係事犯及び特定商取引法、貸金業法、金融商品取引法等別表に掲げる各法令が規定する各種行為規制に違反する事案であって、その態様等から被害拡大等のおそれがあると認められるものが該当する。

3 • 4 (略)

- 5 運用上の留意事項
- (1) 報告の対象について
 - 2(1) に該当する重大事故等については、「被害拡大等のおそれ」は要件とされていないが、 2(2) に該当する消費者事故等については、「被害拡大等のおそれ」が要件とされていること。 この場合において「被害拡大等のおそれ」については、当該行為に係る「業」態性の有無 や、同一事業者によると認められる被害相談等の有無を考慮して判断することとなるが、少 なくとも、各都道府県警察において、都道府県民に対して注意喚起を行うべきと判断された 事案については「被害拡大のおそれ」があると認められ、報告の対象となること。
- (2) 報告を要しない重大事故等又は消費者事故等について 以下の重大事故又は消費者事故等については、報告を要しないこと。
 - ア 消費者センター、消防当局、財務局、経済産業局その他法による報告義務が課されている行政機関から、発生に係る情報を入手した場合における当該重大事故等又は消費者 事故等
 - イ <u>事業者に対する捜索をし、又は検挙したことにより被害拡大のおそれがなくなったと</u> 認められる場合における当該事件である消費者事故等
 - ※ 通常、捜索又は検挙することによって被害拡大のおそれはなくなるものと考えられるが、その後の当該事業者の活動実態から、なお被害拡大等のおそれがあると認められる場合には報告を要することとなる。
- (3) 同一事業者に係る複数の消費者事故等の報告について

短期間のうちに同一の事業者に係る複数の相談が寄せられ、そのいずれもが報告対象であると認められるなど、同一事業者に係る複数の消費者事故等を認知した場合にあっても、個々の事故等について、それぞれ「重大事故等・消費者事故等報告書」の作成及び報告を要すること。

また、既に報告した消費者事故等に係る事業者について、新たに報告の対象となる消費者事故等を認知した場合には、重ねて報告する必要があること。

別表

番号	分 野	法令の名称
9	保健衛生関係	医師法、歯科医師法、獣医師法、医療法、柔道整復師法、歯科衛
		生士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法
		<u>律</u> 、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に
		関する法律、理学療法士及び作業療法士法、医薬品医療機器等法、
		視能訓練士法、歯科技工士、薬剤師法、食品衛生法 <u>その他の保健衛</u>
		生関係法令

(注)下線は当省が付した。

資料 2-8 消費者事故等の通知に関する消防庁の関係通知

〇 「消費者事故等の通知について」(平成 22 年 3 月 31 日付け消情報第 82 号・消安全第 78 号・消防総第 239 号消費者庁消費者情報課長・消費者安全課長、消防庁総務課長連名通知) <抜粋>

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、都道府県知事及び市町村長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、原則として内閣総理大臣に通知(重大事故等については直ちに通知)することとされています(法第12条第1項及び第2項)が、その場合において、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することで代えることが認められています(法第12条第3項第3号及び同法施行規則第9条第5項)。

これらの規定に基づき、消防機関(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。)の収集した消費者事故等に係る情報については、消防庁において情報を集約し、消費者庁に通知することといたします(別紙参照)。

つきましては、貴管下における<u>消防機関が、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、消防庁担当課へ報告いただくようお願いいたし</u>ます。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理 する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、この旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として 発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

消防庁へ報告いただく消費者事故等に係る情報

- 1 消防庁の発出した下記通知等を根拠として、従前より消防庁へ報告いただいている情報 (略)
- 2 上記1のほか、各消防機関において、消費者安全法第2条第6項に規定する「重大事故等」 に該当すると判断する事案に係る情報及び消費者安全法第2条第5項に規定する「消費者事 故等」に該当し、消費者事故等の態様、商品、役務の特性等に関する状況に照らし、被害の拡 大や類似の事故が発生するおそれがあると判断する事案に係る情報
 - (1) 報告先 (略)
 - (2) 報告様式 (略)
 - (3) 報告方法 (略)

〇 「「消費者事故等の通知について」の一部改正等について」(平成 27 年 9 月 25 日付け消政 策第 346 号・消安全第 265 号・消防総第 615 号消費者庁消費者政策課長・消費者安全課長、 消防庁総務課長連名通知) <抜粋>

消防機関(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。)の収集した消費者事故等に係る情報の運用については、「消費者事故等の通知について」(平成22年3月31日付消情報第82号、消安全第78号、消防総第239号。以下「消費者事故等通知」という。)によりお願いしているところです。

今般、消費者庁において、救急・救助事故等のうち、特に通知いただきたい消費者事故等について別紙のとおりとりまとめましたので、今後はこれを参考として、各消防機関の実情に応じた運用をお願いします。

あわせて、報告事務の効率化のため、消費者事故等の報告様式を簡略化し、消費者事故等通知を下記のとおり改めましたので通知します。

貴職におかれましては、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されますようお願いします。 なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(以下略)

(別紙)

特に通知いただきたい消費者事故等について

消費者庁消費者安全課

< 救急・救助事故等のうち、特に通知いただきたい事故の分野>

- (1) 製品に関する子供の事故
 - ・製品(食品以外)の誤飲や窒息(玩具、医薬品、洗剤等)
 - ・公園や商業施設等の遊具による事故(遊具の欠陥が疑われるもの)
 - ・抱っこ紐やベビーカーによる事故(落下、指挟み等)
- (2) 製品に関する高齢者の事故
 - ・転落・転倒事故(介護用ベッド、車いす等)
 - ・製品(食品以外)の誤飲(医薬品、洗剤等)

- (3) その他製品に関する健康被害
 - ・健康食品や化粧品等によるアナフィラキシーショック等
 - ・化学物質の吸引による中毒等(洗浄剤、スプレー等)
- (4) 役務(サービス)の提供に関する事故(事業者の過失が疑われるもの)
 - ・高齢者福祉施設における介助中の事故(入浴介助中、移乗介助時等の事故)
 - ・スポーツ施設における指導中の事故(ジム、水泳教室等)

<過去の具体的な事故事例>

- ・洗濯用洗剤(ボール状)を誤飲した幼児が重症。
- ・商業施設内の遊具に子供の指が挟まれ、切断。
- ・ベビーカーに幼児の指が挟まれ、切断。
- ・介護用ベッドに頭部を挟まれた高齢者が死亡。
- ・シルバーカーで歩行中の高齢者が転倒し、腰骨を骨折。
- (注)下線は当省が付した。

資料2-9 消費者事故等の通知に関する保健所等(医業類似行為担当部署)からの主な意見

- ・ <u>施術が行われた場面を現認していない</u>以上、施術と健康被害との因果関係や事実関係、施 術の内容が国家資格を有する行為であるか、逸脱した行為であるかを判断することができず、 偶然や体質により被害が生じた可能性も否定できないため、<u>事実関係の裏付けがない情報を</u> 通知してもよいか判断できない。
- ・ <u>施術が行われた場面を現認しておらず</u>、施術と健康被害との因果関係や事実関係を特定できない中で、消費者事故等の要件該当性を判断する場合、現状では相談内容のみで判断せざるを得ないが、相談者の話だけでは、本当に施術等によって被害が生じたのか判断できない。また、施術所等に事実関係を確認したとしても、消費安全性を欠く施術であったかどうかの基準がないため、判断できない。
- ・ 施術は個室で行われるため、事故が起こったとされる<u>施術が消費安全性を欠いていたか否</u> かの判断が困難である。また、施術と健康被害との因果関係を明確に記載した<u>医師の診断書</u> がない場合、施術に伴って生じた事故か否かの判断はできない。
- ・ <u>医師の診断書を入手したとしても、診断書に傷病の原因が明記されることはほとんどなく</u>、 施術と健康被害との因果関係を特定するには十分とは言えないのではないか。現状では、消費安全性を欠く施術かどうかの基準(例えば、どれくらいの力を加えれば消費安全性を欠く 施術となるか等)がないが、仮に基準があったとしても、<u>被害の発生について現認できない</u>ため、消費者事故等の要件該当性を判断することは困難ではないか。
- ・ 医業類似行為による健康被害に関する相談については、<u>医師の診断書を取得したとしても、</u> 施術と健康被害との因果関係の認定が困難であり、<u>被害の拡大や類似の消費者事故等が発生</u> するおそれがあると判断することもできない。
- (注) 当省の調査結果による。

資料 2-⑩ 保健所(医業類似行為担当部署)が把握していた健康被害情報の例

貝科	2一(10) 保備	建 所(医 莱類似行為担当 部者)が把握していた健康被害情報の例
No.	医療機関 の受診	事故の概要
1		昨日初めて、80歳になる母親を柔整の施術所に連れて行った。そこで <u>電気治</u>
		<u>療を受けた</u> 。今日になってその <u>パットを当てた場所が水膨れ</u> になっていた。
		これから母親を皮膚科に受診させようと思うが、接骨院に対しても見せに行
		った方がよいか、今後の対応を教えてほしい。母親はもう再度施術所に行くこ
		とは嫌だと話している。
2	\circ	整骨院で首に電気を流す施術を受けたが、翌日体が動かなくなった。救急車
		で病院に運ばれ、レントゲンとMRIを撮ったが、異常はないとのこと。思い
		当たる原因は施術しかない。2週間ほど安静にし、今は仕事に復帰し、整形外
		科でリハビリを受けている。
3		膝が痛くて整骨院に行った。膝をアイシングし腰を温めた後、 <u>膝に電気治療</u>
		<u>器を当てた</u> が、痛くて声を上げてしまった。すると院長らしき者が <u>膝を指で押</u>
		<u>し</u> 始めた。しかし更に痛くなり止めてもらった。 <u>痛くて歩けなくなり</u> うずくま
		っていたら、「救急車を呼ぶので病院まで行ってください。」と言われたが、
		こんな所に1分も居たくないので、タクシーを呼んで帰った。
		後日、違う施術所で治療を受け、痛みはとれたが、院長宛て連絡し、タクシ
		一代や治療費の請求をしたら、「ウチは完璧な治療をしたので一切責任はな
		い。」の一点張りだった。
4	\circ	体が軽くなると思い、知り合いの紹介で <u>訪問マッサージ</u> をお願いした。初回
		と2回目は特に問題なかったのだが、3回目の施術を受けたところ、 <u>足の付け</u>
		根を強く押され、痛めてしまった。痛みがとれないので、かかりつけの整形外
		科でレントゲンを撮ったが、 <u>骨に異常はなく、筋が炎症を起こしているか、伸</u>
		<u>びたのではないか</u> とのことだった。 <u>1 か月たつが良くなるどころか、悪化して</u>
		<u>いる</u> ように感じる。
		施術者からもらった名刺には鍼灸師と記載されており、マッサージの資格は
		ないものと思われる。「マッサージで腰が治る」と言っていたが、発言からも
		マッサージに関しては素人だと感じた。
5	O	五十肩で整骨院に行った。五十肩なのに全身をもまれた。施術は4回くらい
		通った。最初は院長だったが、最後の1回は若い男性(10代から20代前半)
		が施術した。手加減しないので、腰が痛くなった。
		腰が痛くなり、翌日に整形外科でレントゲンを撮った。レントゲンでは分か
		らなくて、病院でMRIを撮ったら <u>背骨が2か所折れていた。治療期間は3か</u>
		月。コルセットをつけている。
		整形外科の先生は「お気の毒ですね。」というようなことを言ってくれたが、
		当該整骨院の施術との因果関係は何も言わなかった。でも「今こういうのが問し
		題になっているんですよ。レントゲンもないし、医師の免許もないのに。」と
		言っていた。

C		
6		接骨院で施術を受け、 <u>首をポキポキされた</u> 後から <u>手のしびれが出現し、肩甲</u> 骨奥に痛みがある。
7	\cap	
7	O	整体を初めて利用し、施術を受けた。施術中に痛みを感じて、施術者に伝え
		たが、そのまま続けられた。翌々日から腰が非常に痛くなり、現在も気持ちが
		悪い。整形外科と内科を受診したところ、「痛みは日頃動かさない筋肉を動か
		したために起きた筋膜の炎症によるものである。骨には異常はない。全治は7
		<u>日くらい</u> 。」との診断があった。医師には、手術でも動かすのが大変な <u>骨盤を</u>
		ちょっと動かして矯正するなんてあり得ないと言われた。
8	\circ	整骨鍼灸院で <u>鍼灸の施術を受けた</u> 。その日の夕方から <u>背部に強い痛み</u> を感じ
		たため、翌日、皮膚科を受診。 真皮に届くほどのやけどであり、継続して治療
		が必要と言われた。医師から「 <u>ひどいやけどの状態だ</u> 」と言われ、患部の写真
		を撮られた。
		そのことを整骨鍼灸院に伝えたところ、「 <u>皮膚科の治療費について責任を持</u>
		<u>つ</u> 」との返答を得たが、相談者としては痛い思いをしており、治療費だけ負担
		してもらうというのは納得できない。
9	0	骨盤矯正サロンで <u>骨盤矯正を受けた</u> 。厚板で骨盤を両側から挟みベルトで締
		め上げたところ、明らかに血流が悪くなり激痛が走り、終わっても立てないほ
		どの痛みがあった。
		施術者に痛みを訴えたところ、電気をかけましょうと言われた。その後、 <u>痛</u>
		<u>みとしびれが続く</u> ため整形外科を受診し、レントゲンを撮ったところ、 <u>骨には</u>
		異常はないので神経をやられたのではないかと言われ、とりあえず内服薬で様
		子をみることになった。
10	0	鍼灸院に通っていて、そこで <u>カイロプラクティックの治療を受けた</u> ら、 <u>頸椎</u>
		<u>を損傷</u> してしまい、現在病院に通院している。診断書ももらっていて、 <u>鍼灸院</u>
		側も整体のせいだと認めている。
11	0	整骨院で首痛を訴えると矯正すると言い、頸部をガクガクされた。その後、
		首から腰部まで強い指圧をされ、帰宅してから激痛が走り動けなくなった。近
		医の整形外科を受診し、MRI等の検査を受けた結果、「 <u>頸椎の1と2がずれ</u>
		ている。腰部 脊柱管 狭窄症」と診断された。整形外科医に整骨院の施術のせい
		ではないかと話すと、「 <u>それは仮定の話だ</u> 。そんな話は時間の無駄だ。そんな
		ことは今後言わないでほしい。」と医師の関係が悪くなった。
12	0	娘のこと。整骨院での腰の施術の後のこと。腰に湿布薬をつけていたが、何
		も言わずに剥がされて、 <u>アロマオイルを塗られた</u> 。その後、ピリピリしたよう
		だ。
		湿布薬 2 枚分くらいの範囲で <u>熱傷</u> になった。娘は我慢していたみたいだけ
		ど、整骨院の先生と一緒に皮膚科に行ったら、皮膚科の先生から「アロマの反
		<u>応。1年くらい残る。</u> 」と言われた。皮膚科で熱傷の写真を撮ってもらった。
13	\circ	友人の紹介で柔整の施術所にかかった。道具を使ったりしながらの施術を受
	-	け、ちょっと痛いなと思ったがそんなものなのかと思っていたが、翌日から足

	が痛くて歩けなくなった。痛みがひどいので、再び当該施術所に行って、前回
	と違う人にやってもらいたい、もみ方を変えてほしいと要望したが、また同じ
	人に施術をされた。元々山登りが趣味で足の痛みなど全くなかったのに、ここ
	で施術を受けてから明らかに足が痛くなり、立っているだけでもだるくなる。
	施術から1月半後、がんの手術を大学病院で受け、ついでに整形外科に診て
	もらいたいと思ったが、また一から受診予約などをしなければならないと言わ
	れ断念した。がんの手術の際、強い痛み止めを使うのでちょっと良くなるのか
	と期待したが全く良くならなかった。
	退院後、自宅近くの整形外科にリハビリに通うようになり、MRIも撮って
	もらったところ、 <u>半月板や軟骨を損傷</u> しており、どうしてこんなになったのか
	と聞かれるくらいだった。なお、膝の損傷に関わる診断書を持っている。
14	 交通事故の治療のため接骨院にかかっている。接骨院内でタイ古式マッサー
	ジを受けたところ、 <u>膝に痛み</u> が生じた。

- (注)1 保健所の相談処理票等を基に当省が作成した。
 - 2 「医療機関の受診」欄は、相談者等が医療機関を受診していたものに○印を付した。

資料 2-⑪ 実地調査の対象外の保健所が相談を受け付けた事案が都道府県等の消費者行政担当 部局を通じて消費者庁へ通知が行われていた例

調査した34都道府県等の消費者行政担当部局が消費者事故等として通知した事案の中には、 次表のとおり、保健所が相談を受け付けたものが2件含まれており、うち1件は、消費者庁か ら非重大事故等として公表されていた。

No.	事故の概要	消費者庁への通知状況等
1	まつ毛エクステンションの施術中から目に違	都道府県の消費者行政担
	和感があり、痛みや染みることを訴えたが、対応	当部局を通じて非重大事故
	してもらえなかった。施術後、目の中が赤くなっ	等として通知がなされ、消
	たので、眼科を受診したところ、角膜が傷ついて	費者庁から <u>非重大事故等と</u>
	いると言われた。施術者に美容師免許の有無に	<u>して公表</u>
	ついて尋ねたところ、明言しなかった。	
2	ダイエットサロンでまつ毛エクステンション	都道府県の消費者行政担
	の施術を受けた。目に違和感があり、眼科を受診	当部局を通じて非重大事故
	したところ、眼球にボンドが付いていると言わ	等として通知がなされた
	れ、レーザーで治療するため、複数回眼科を受診	が、被害者から匿名で情報
	した。施設にはまつ毛エクステンションの資格	提供があったものであり、
	証が 1 名分掲示されていたが、美容師の免許が	通知元において治療期間等
	あることは確認できなかった。	を確認できず、十分な情報
		を得られなかったため <u>公表</u>
		<u>に至らなかった。</u>

(注) 当該保健所を設置する都道府県の通知手順では、消費者事故等の情報を得た部局から消費者行 政担当部局に集約した上で消費者庁に通知することとされている。 当該保健所では、消費者から健康被害に関する相談を受け、事実関係を確認した結果、施術と健康被害との因果関係を特定することはできなかったものの、いずれの事案も美容所の届出が行われておらず、事業者が無資格施術を認めたため、施術と健康被害との因果関係に相応の蓋然性があるものと判断し、通知に至ったとしている。

なお、当該保健所は、消費者安全法に基づく通知制度を承知していた。

(注) 当省の調査結果による。

資料 2-12 消費者事故等の通知に関する保健所等(美容行為担当部署)からの主な意見

- 「被害の拡大」や「発生するおそれ」についての判断基準が不明瞭である。
- ・ 被害の拡大や類似の事故等が発生するおそれがあると認める程度が不明確である。保健所 では美容師免許の確認はできても、技能の良し悪しは判断できない。
- ・ 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」や平成27年6月の消費者庁・厚生労働省連名の 事務連絡を見ても、まつ毛エクステンション等を行う個々の事業者の状況に応じた基準等や 例がないため、相談事案が消費者事故等に該当するか否かの判断に迷ってしまう。
- ・ 「目がかゆい」、「まぶたの腫れ」といった比較的軽症なものについては、「治療に一日以上 かかる」か否かを判断できない。
- ・ 診断書を求める根拠がないため、自己申告の症状だけでは治療にかかる日数等の判断はできない。施術と健康被害との因果関係について判断することも困難である。
- ・ 美容師法に基づき指導等は行うが、通常、事故の原因について追及を行うものではないため、消費安全性については判断が困難である。
- ・ 同じ施術を受けた者でも体調や体質により健康被害が生じない場合があり、施術が行われ た場面を現認していない以上、施術と健康被害との因果関係や事実関係を明らかにすること ができない。
- ・ 少なくとも医師の診断書があれば、治療に一日以上かかる疾病・負傷か否かの判別は可能 であるものの、診断書があったとしても、施術と健康被害との因果関係を特定することがで きず、消費者事故の該当性を判断できない。
- ・ 通報者が申し出たサービス・商品に起因して起こったことを客観的に示すもの(診断書等) がなければ判断できないと考えられるが、それが提示されることはほとんどない。消費者事 故等に該当しそうな事象の情報を受け付けることはあると考えるが、報告の対象か、対象外 かを保健所が判断するのは無理があると感じる。
- (注) 当省の調査結果による。

資料 2-③ 保健所(美容行為担当部署)が把握していた健康被害情報の例

又们	- 19 Mu		「「偽担ヨ市者)か代佐していた健康依告情報の例
No.	医療機関 の受診	無資格 施術	事故の概要
1		×	知人から紹介されたサロンで <u>まつ毛エクステンションの施術を受</u>
			<u>けた</u> 。施術中、グルーを多く付けられたため <u>目に染みて痛かった</u> 。
			<u>目も真っ赤に充血</u> してきた。施術者に痛みを訴えたが、そのまま施
			術を続けられた。時間がたてば治ると言われたが、翌日になっても
			治らない。眼科には行っておらず、市販の目薬をさしてしのいでい
			る。このような施術によるトラブルは、自分だけではないようで、
			<u>他にも何件かあったと聞いている</u> 。しかし、この店は近所の人や知
			人を中心に行っているため、トラブルのあった人も苦情や相談をど
			こにもしていないのだと思われる。サロンの営業者は知り合いで今
			後も付き合いがある人なので、自分が情報提供したことは絶対に知
			られたくない。
			<u>施術者は美容師免許を持っていない</u> ことは知っている。美容所と
			しても届出をしていないようだ。
2		×	<u>まつ毛エクステンション専門店を利用</u> したところ、 <u>目が腫れるな</u>
			<u>どの症状</u> が出た。 <u>知り合いも同様の被害を受けている</u> 。また、この
			施設の <u>施術者は無資格者</u> であり、営業の届出もしていないと思われ
			る。
3	0	0	美容師免許を持っていない人に、まつ毛エクステンションをして
			<u>もらった</u> 。値段が通常の美容院よりも高く、施術後、 <u>目の縁が赤く</u>
			<u>腫れてかゆくて痛くなった</u> 。眼科に行ったところ、 <u>薬品のアレルギ</u>
			<u>ーではないか</u> と言われた(その後完治した)。
4		\circ	<u>まつ毛エクステンションの施術を受けた</u> ところ <u>麦粒腫</u> になり、 <u>目</u>
			<u>の粘膜が腫れた</u> 。施術は営業者の個人宅で、一人で行っている。 <u>美</u>
			<u>容師の免許は取得していない</u> ので、指導願いたい。
5	\circ	×	知り合いが <u>無資格、無届でまつ毛エクステンションを行っている</u>
			ため、保健所が行って話をしてほしい。 <u>2回ほど行った</u> が、2回とも
			<u>まぶたが腫れて</u> 病院に行った。私からも知り合いに注意したが、き
			かない。知り合いが違反して営業していることに納得いかない。
6	\circ	×	エステサロンにおいて経営者から <u>まつ毛エクステンションの施術</u>
			<u>を受け、結膜炎になった</u> 。医療機関を受診、投薬を受け、現在は完
			治している。経営者及び従業員の女性は、 <u>無資格で美容行為を行っ</u>
			<u>ているのではないか</u> 。
7	\circ	0	<u>まつ毛エクステンションの施術を受けた</u> ところ、1 週間後に <u>目に</u>
			<u>激痛</u> があり、病院を受診したところ <u>角膜剥離</u> と診断された。
			施術者には健康被害が起きたことは連絡してある。施術者に聞い
			たところ、美容師免許を持っておらず、美容所の確認も受けていな
	_		

			<u>い</u> とのことであった。今後は施術を行わないと言っている。他にも
			被害者がいるかもしれないので、指導等を行い、その結果を連絡し
			てほしい。
8	0	0	エステサロンで <u>シミケアデトックスという施術を受けた</u> 。その後、
			<u>炎症、40℃の発熱の症状</u> が出たので医療機関を受診し、2 日間休養
			した。その後2週間ほど 倦怠感 が続いた。
9	0	_	当該施設で <u>まつ毛エクステンションの施術を受けた</u> 。XX 日の朝に
			目が見えにくくなり、おかしいと感じていたところ、その後痛みで
			目が開けられなくなったため、救急車で医療機関を受診した。
			医師からは <u>角膜が剥離</u> していると言われ、目をクリーニングした
			ところ白いベトベトしたものが出てきた。医師からまつ毛エクステ
			ンションを外すよう指示があったため、当該施設へ行き除去しても
			らった。除去したまつ毛エクステンションには目の中に入っていた
			白い物体と同様のものがたくさん付着していたので、医師はおそら
			くまつ毛エクステンションが原因だと言っていた。
			現在も光がまぶしく目が開けられない状態で、視力が回復するか
			どうかは角膜の回復次第と医師から説明を受けている。
10	\circ	×	無許可と思われるプライベートサロンで、 <u>無資格者によるまつ毛</u>
			<u>エクステンションの施術を受けた</u> 後、 <u>目が染みて痛かった</u> ので、眼
			科を受診したところ、目の中に施術用のまつ毛が入っていた。
			医師からは <u>まつ毛エクステンションをやめないと失明の危険性</u> が
			あると言われた(相談者が眼科を受診するのは、今回が3度目との
			こと)。また、医師から、施設の営業許可の有無や、有資格者によ
			る施術なのかを確認した方が良いと助言を受けた。
			そこで、今回の健康被害の件について、営業者に申し出たところ、
			営業許可の有無や無資格者による施術については、言わないのが暗
			黙の約束だろうと言われ、取り合ってくれなかった。 <u>他の客も、健</u>
			<u>康被害にあったと聞いたことがある</u> 。

- (注) 1 保健所の相談処理票等を基に当省が作成した。No.9 を除き、いずれも無資格施術をうかがわせる内容を含むものとなっている。
 - 2 「医療機関の受診」欄は、相談者等が医療機関を受診していたものに○印を付した。
 - 3 「無資格施術」欄は、保健所が事実関係を確認した結果、事業者が無資格施術を認めたものには○印を、 認めなかったものには×印を付した。

資料 2-④ 都道府県等の消費者行政担当部局が消費者事故等の通知要件等を関係部局に繰り返 し周知している例

仙台市消費生活センターでは、平成 21 年 12 月及び同 27 年 10 月に消費者事故等の通知要件 や消費者庁に対する通知手順等を全部局に文書で周知していた。その後、介護サービスの提供 中に死亡事故が発生した事案について、重大事故等として消費者庁へ通知するに至ったことを 受け、平成 28 年 4 月にも同趣旨の文書を全部局に周知した。

また、同センターでは、地方公共団体には、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する義務があることから、<u>人事異動に伴う業務引継ぎを徹底することを目的として</u>、平成 29 年 4 月以降、次のとおり、毎年、全部局に文書で周知している。

H30 市生消第 177 号 平成 30 年 4 月 9 日

各課公所室長 様

市民局生活安全安心部消費生活センター所長

消費者安全法第12条による消費者事故等の消費者庁への通知について(依頼)

標記につきまして、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下、法という。)第12条により、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、内閣総理大臣(消費者庁)に対し通知することとなっております。

この情報につきましては、法令や通知などにより所管官庁を経由し、消費者庁に通知する こととされている場合を除き、担当課からの報告に基づき消費生活センターにおいて集約の 上、消費者庁へ通知することとしております。

つきましては、下記参考資料をご参照の上、通知義務対象事故の情報を得た場合には、「消費者事故等情報通知様式」により消費生活センターまで文書システムまたはファクスによりご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当センターでは消費者事故情報の全庁的な情報把握に努めており、所管官庁を経由 して通知した場合におきましても、事故内容の情報提供につきましてご協力いただきますよ うあわせてお願いいたします。

※通知を要する事案かどうか悩む場合は、消費生活センターより消費者庁担当課に電話確認します。まず速やかに消費生活センターまでご連絡ください。

(以下略)

(注) 当省の調査結果による。

資料 2一⑤ 消費者事故等の通知に関する消防本部からの主な意見

- ・ <u>救急・救助の現場において、消費者事故等の要件該当性を判断するための情報を収集している時間的余裕がない。また、事故原因の調査は所掌業務となっておらず、傷病と製品・役務の因果関係を特定するための情報を収集することが困難である。</u>
- ・ <u>一刻を争う救急現場においては、傷病者の救護が優先される</u>ため、<u>製品や役務の提供に起因した事故かどうかを判断するための情報を得られない</u>。また、<u>火災のように事後的に原因</u> 調査もできないので、消費者事故等に該当するか否かを現場で判断することは困難である。

平成27年9月の消防庁通知では、製品や役務で「死亡/重篤/重症」となった事故についても通知するよう要請されているが、こうした生命の危険のある事案であれば、救急隊員は早急に病院に搬送する必要があるので、なおさらのこと判断が困難である。

- ・ <u>事故が製品や役務の提供に起因するか否か、救急隊が特定することは困難である</u>。そのため、平成27年9月の消防庁通知の別紙に列挙されている分野以外については、通知することは困難ではないか。そもそも事故原因の特定は救急隊の本来業務ではない。
- ・ 迅速に医療機関へ搬送する必要がある<u>救急現場において、製品や役務が消費安全性を欠く</u> ことにより事故が生じたことを確認することが困難である。
- ・ 製品や役務の異常の情報は、救急搬送活動に際しては聴取されないので、製品や役務と事故の因果関係を判断することが困難である。また、救急搬送時に、治療に要する期間が30日以上であるかどうかの判断も困難である。
- ・ 救急搬送業務を適切に行うために収集した情報の範囲において、通知が必要な消費者事故 等を覚知している。<u>施術と事故の因果関係を特定するための情報を新たに収集・記録するこ</u> とは、迅速な救急搬送業務の実施に支障が出ることから適切ではない。
- (注) 当省の調査結果による。

資料 2一個 消防本部が把握していた健康被害情報の例

No.	事故の概要
1	うつ伏せになり <u>マッサージの施術を受け</u> ていたところ、右膝付近を圧迫された際に <u>右膝</u>
	が痛くなり、動けなくなった。
2	整骨院で <u>腰痛のリハビリ運動中</u> に <u>左肩を脱臼</u> した。
3	整骨院で <u>マッサージ中</u> に <u>手足のしびれ</u> が生じた。
4	<u>整骨院で施術中</u> に、右足を曲げる動きをした際、 <u>右股関節を脱臼</u> した。
5	<u>整骨院で施術中</u> に左股関節を痛め、 <u>股関節脱臼</u> の疑い
6	整骨院内で <u>施術後に腰痛が悪化</u> し動けなくなった。
7	整骨院での施術中に右大腿骨に異音を感じ、その後動けなくなった。
8	マッサージ店で <u>マッサージを受け</u> ていて <u>右肩の痛み</u> が起きた。

(注)消防本部の救急活動記録票等から抜粋した。

資料3-① 医業類似行為に関する都道府県等による指導監督に関する規定

- あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号) <抜粋>
- 第1条 医師以外の者で、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許(以下免許という。)を受けなければならない。
- 第8条 <u>都道府県知事</u>(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市 (以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区にあつては、市長又は区長。第12条の 3及び第13条の2を除き、以下同じ。)<u>は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるとき</u>は、 施術者に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。
- 2 医師の団体は、前項の指示に関して、都道府県知事に、意見を述べることができる。
- 第9条の2 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の 氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければな らない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 2 (略)
- 第9条の5 <u>施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければなら</u>ない。
- 2 施術所の開設者は、その施術所につき、<u>厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない</u>。
- 第10条 <u>都道府県知事は</u>、施術者若しくは施術所の開設者から<u>必要な報告を提出させ、又は当</u> 該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置 の実施状況を検査させることができる。
- 2 3 (略)

第11条 (略)

- 2 <u>都道府県知事は、施術所の構造設備が第9条の5第1項の基準に適合していないと認めるとき</u>、又は<u>施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるとき</u>は、その開設者に対し、期間を定めて、<u>その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、</u>又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。
- 第 12 条 <u>何人も、第 1 条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない</u>。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)の定めるところによる。
- 第13条の7次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 <u>第1条の規定に違反して、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とし</u>た者
- 二•三 (略)
- 四 第12条の規定に違反した者
- 五 (略)
- 2 (略)
- 第13条の8次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 一•二 (略)
 - 三 <u>第8条第1項</u> (第12条の2第2項において準用する場合を含む。) <u>の規定に基づく指示</u> に違反した者

四~八 (略)

〇 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号) <抜粋>

(業務の禁止)

第 15 条 <u>医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない</u>。

(都道府県知事の指示)

- 第 18 条 <u>都道府県知事</u>(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)<u>は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるとき</u>は、柔道整復師に対し、<u>その業務に関して必要な指示をすることができる。</u>
- 2 医師の団体は、前項の指示に関して、都道府県知事に意見を述べることができる。

(施術所の届出)

- 第19条 <u>施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師</u> の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければ ならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 2 (略)

(施術所の構造設備等)

- 第 20 条 <u>施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならな</u>い。
- 2 施術所の開設者は、当該施術所につき、<u>厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない</u>。

(報告及び検査)

第21条 <u>都道府県知事は</u>、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第

2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 • 3 (略)

(使用制限等)

第22条 <u>都道府県知事は</u>、<u>施術所の構造設備が第20条第1項の基準に適合していないと認めるとき</u>、又は施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、<u>当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。</u>

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条の規定に違反した者
- 二·三 (略)
- 2 (略)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一•一 (略)
- 三 第18条第1項の規定に基づく指示に違反した者

四~七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料3-② 医業類似行為業に対する指導徹底を要請する通知

〇 「いわゆる無届医業類似行為業に関する最高裁判所の判決について」(昭和35年3月30日 付け医発第247号の1厚生省医務局長通知) <抜粋>

本年一月二十七日に別紙のとおり、いわゆる無届医業類似行為業に関する最高裁判所の判決があり、これに関し都道府県において医業類似行為業の取扱いに疑義が生じているやに聞き及んでいるが、この判決に対する当局の見解は、左記のとおりであるから通知する。

記

1 この判決は、医業類似行為業、すなわち、手技、温熱、電気、光線、刺戟等の療術行為業について判示したものであって、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復の業に関しては判断していないものであるから、<u>あん摩、はり、きゅう及び柔道整復を無免許で業として行なえば、その事実をもってあん摩師等法第一条及び第十四条第一号の規定により処罰の対象となる</u>ものであると解されること。

従って、無免許あん摩師等の取締りの方針は、従来どおりであること。

なお、<u>無届の医業類似行為業者の行なう施術には、医師法違反にわたるおそれのあるものも</u>あるので注意すること。

2 判決は、前項の医業類似行為業について、<u>禁止処罰の対象となるのは、人の健康に害を及ぼす恐れのある業務に限局されると判示し、実際に禁止処罰を行なうには、単に業として人に施</u>術を行なったという事実を認定するだけでなく、その施術が人の健康に害を及ぼす恐れがあることの認定が必要であるとしていること。

なお、<u>当該医業類似行為の施術が医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、</u>人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となるものと解されること。

3 (略)

別紙 略

〇 「医業類似行為に対する取扱いについて」(平成3年6月28日付け医事第58号厚生省健康 政策局医事課長通知) < 抜粋>

近時、<u>多様な形態の医業類似行為又はこれと紛らわしい行為が見られるが</u>、これらの行為に対する取扱いについては左記のとおりとするので、御了知いただくとともに、<u>関係方面に対す</u>る周知・指導方よろしくお願いする。

記

- 1 医業類似行為に対する取扱いについて
- (1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について

医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十二条及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十五条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条の五及び柔道整復師法第二十六条により処罰の対象になるものであること。

(2) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、あん

あん摩マッサーシ指圧、はり、きゅう及び柔直整復以外の医業類似行為については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の二により同法公布の際引き続き三か月以上医業類似行為を業としていた者で、届出をした者でなければこれを行ってはならないものであること。したがって、<u>これらの届出をしていない者については</u>、昭和三十五年三月三十日付け医発第二四七号の一厚生省医務局長通知で示したとおり、<u>当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となる</u>ものであること。

2 いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについて (以下略)

〇 「医業類似行為業に関する指導について」(平成26年2月7日付け医政医発0207第1号厚生労働省医政局医事課長通知) < 抜粋 >

医業類似行為に対する取扱いについては、「医業類似行為に対する取扱いについて」(平成3年6月28日医事第58号本職通知)において、御了知いただくとともに、関係方面に対する周知・指導をお願いしているところですが、独立行政法人国民生活センターが平成24年8月2日に報道発表した「手技による医業類似行為の危害一整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も一」によると国家資格を有しない者と思われる手技による医業類似行為を受け、健康被害が生じた相談が相当数ある旨報告されており、公衆衛生上看過できない状況であります。(中略)

また、<u>医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば、禁止処罰</u>の対象となるものであることから、保健所等関係機関とも連携し、その指導の徹底を図られるようお願いします。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-③ 医業類似行為に関する最高裁判所の判決

〇 最高裁大法廷 昭和 35 年 1 月 27 日判決 昭和 29 (あ) 2990 号 < 抜粋>

憲法二二条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有することを保障し ている。されば、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法一二条が何人も同法一条に掲 げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならないと規定し、同条に違反した者を同一四 条が処罰するのは、これらの医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するものと認めた が故にほかならない。ところで、医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するのは、か かる業務行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである。それ故前記法律が医業類似行為を 業とすることを禁止処罰するのも人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為に限局する趣旨と解 しなければならないのであつて、このような禁止処罰は公共の福祉上必要であるから前記法律 一二条、一四条は憲法二二条に反するものではない。しかるに、原審弁護人の本件HS式無熱 高周波療法はいささかも人体に危害を与えず、また保健衛生上なんら悪影響がないのであるか ら、これが施行を業とするのは少しも公共の福祉に反せず従つて憲法二二条によつて保障され た職業選択の自由に属するとの控訴趣意に対し、原判決は被告人の業とした本件HS式無熱高 周波療法が人の健康に害を及ぼす虞があるか否かの点についてはなんら判示するところがな く、ただ被告人が本件HS式無熱高周波療法を業として行つた事実だけで前記法律一二条に違 反したものと即断したことは、右法律の解釈を誤つた違法があるか理由不備の違法があり、右 の違法は判決に影響を及ぼすものと認められるので、原判決を破棄しなければ著しく正義に反 するものというべきである。

(注)下線は当省が付した。

資料3-④ カイロプラクティック等をあはき法等の対象外と位置付けている例

- 1 「あはき柔粋」とは
 - ◇あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復の略
 - ◇定義(平成8年度厚生省医療監視等講習会質疑応答)
 - 一応の定義づけを行えば、「あん摩、マッサージ、指圧」とは、疾病の治療又は慰安の目的をもって、人の身体の各部を押し、ひき、もみ、なで、さすり、たたくなどの施術を行うことを言い、「柔道整復」とは、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対しその回復を図る施術を言う ◇あはき柔整と混同されやすいもの
 - 例) カイロプラクティック院、整体院 等 ⇒ あはき法、柔法の対象外
- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 当該都道府県が作成した「施術所事務処理マニュアル」から抜粋した。
 - 3 下線は当省が付した。

資料3-⑤ 医療行為及び美容行為に関する都道府県等による指導監督に関する規定

- 〇 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) <抜粋>
- 第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。
 - 一 第17条の規定に違反した者
 - 二 (略)
- 2 (略)
- 医療法(昭和23年法律第205号)
- 第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業<u>を行う場所</u>であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業 又は歯科医業<u>を行う場所</u>であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以 下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 第7条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項 の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」と

いう。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあっては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第8条及び第11条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条の2、第27条及び第28条から第30条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 <u>診療所に病床を設けようとするとき</u>、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省 令で定める事項を変更しようとするとき<u>は</u>、厚生労働省令で定める場合を除き、<u>当該診療所</u> の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

4~6 (略)

第25条 <u>都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は</u>、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の 状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2~5 (略)

美容師法(昭和32年法律第163号)大抜粋>

(定義)

- 第2条 この法律で<u>「美容」とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を</u> 美しくすることをいう。
- 2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。
- 3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

(免許)

第3条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。 2 (略)

(無免許営業の禁止)

第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第7条 美容師は、<u>美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない</u>。ただし、政令で 定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

- 第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
 - 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒する こと。
 - 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

(美容所の位置等の届出)

- 第 11 条 <u>美容所を開設しようとする者は</u>、厚生労働省令の定めるところにより、<u>美容所の位</u> <u></u> <u> 置、構造設備、第 12 条の 3 第 1 項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</u>
- 2 (略)

(美容所について講ずべき措置)

- 第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 常に清潔に保つこと。
 - 二消毒設備を設けること。
 - 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
 - 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

(立入検査)

- 第14条 <u>都道府県知事は</u>、必要があると認めるときは、当該職員に、<u>美容所に立ち入り、第8</u> 条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。
- 2 (略)
- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第6条の規定に違反した者
 - 二~五 (略)
- (注) 1 下線は当省が付した。
 - 2 「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」(平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知)において、医師法第 17 条にいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を反復継続する意思をもって行うことであるとされている。

資料3-⑥ 医師法又は美容師法違反行為に対する指導徹底を要請する通知

〇 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 8 日付け医 政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知)

最近、<u>医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという</u> 事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。

これらの行為については、「医師法上の疑義について」(平成12年7月13日付け医事第68号厚生省健康政策局医事課長通知)において、医師法の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

記

第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
- (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
- (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

第2 違反行為に対する指導等

<u>違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行う</u>ほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

〇 「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」(平成 20 年 3 月 7 日付け健衛 発第 0307001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

今般、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長より、別紙のとおり、近年のまつ毛エクステンションの流行に合わせて、消費生活センター等へ寄せられる危害に関する相談件数が増加し、 まつ毛エクステンション用の接着剤による健康被害がみられるとの情報提供がされたところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、<u>かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに</u>、再度、本職通知の趣旨に基づき、<u>美容業務の適</u>正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、美容師法第2条第1項の規定において、美容とはパーマネントウエーブ、結髪、化粧 等の方法により容姿を美しくすることをいうとされており、通常首から上の容姿を美しくする ことと解されているところである。ここでいう「首から上の容姿を美しくする」ために用いら れる方法は、美容技術の進歩や利用者の嗜好により様々に変化するため、個々の営業方法や施術の実態に照らして、それに該当するか否かを判断すべきであるが、いわゆる<u>まつ毛エクステンションについては</u>、①「パーマネント・ウエーブ用剤の目的外使用について」(平成 16 年 9 月 8 日健衛発第 0908001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、<u>まつ毛に係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実施の確保を図ることとしていること</u>、②「美容師法の疑義について」(平成 15 年 7 月 30 日大健福第 1922 号大阪市健康福祉局健康推進部長照会に対する平成 15 年 10 月 2 日健衛発第 1002001 号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)において、<u>いわゆるエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当する</u>ものであることを申し添える。

(注)下線は当省が付した。

資料3-⑦ 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止を求める閣議決定等

〇 「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) <抜粋>

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

1 消費者の安全の確保

消費者の生命・身体の安全の確保に関する法律には、安全基準について定める法律、危害の 発生に関する報告制度、情報収集、情報分析(商品テストを含む。)について定める法律、民 事ルールを定める法律等がある。

事故の未然防止のため、危険性のある物質や商品・サービスについて、その性質に応じた情報の提供、消費者への啓発、販売の規制等が重要である。これらの情報提供や啓発においては、行政だけでなく、事業者が果たす役割が大きいと考えられる。

事故が発生してしまった場合には、被害の拡大を防止するため、事故に関する情報を迅速に 収集し、その内容に応じ、消費者への注意喚起や事業者への措置を適切に実施することが求め られる。消費者事故の情報については、消費者庁に一元的に集約することとされているが、そ れが実際に機能するためには、全ての行政機関、関係事業者等の協力・連携が不可欠である。 (略)

(1) 事故の未然防止のための取組

事故の未然防止のため、危険性のある物質や商品・サービスに関する情報の提供(警告表示を含む。)、消費者への啓発、販売の規制、製造過程を含めた事業者による安全の確保の取組等が重要である。物質や商品・サービスの危険性については、適正に設計、製造、提供、使用等が行われれば危険ではないが、それらの適正性に欠ける場合に事故が生じ得るものと、それ自体が生命・身体に危害を及ぼすものがあり、それぞれに応じた取組・対策が必要である。

設計、製造、提供、使用等の適正性を確保するための取組として、例えば、次のような取組を行う。

(略)

まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体にお ける指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対 策を検討する。

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

重大事故を始めとする消費者事故等については、事業者から関係行政機関等への報告の強化、関係行政機関等から消費者庁への確実な通知、医療機関ネットワーク事業参画医療機関の拡大・強化、教育・保育施設、高齢者向け住まい(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)等における事故情報の的確な収集などにより、発生時の端緒情報が速やかに収集されるよう情報収集体制を充実する。

それらの消費者事故等の情報を踏まえ、消費者被害の発生の動向を的確に把握・分析した上で、消費者への注意喚起等の必要な措置を講ずる。また、<u>消費者庁は、法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に</u>基づく措置を、必要に応じて適切に講じる。

〇 「消費者基本計画工程表」(平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定。令和元年 7 月 26 日 改定) <抜粋>

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	〔参考〕 2021年度	2022年度	KPI
(1) 事故の未然防止のための取	⑥ まった モンニー ショス ョる 防止 の 防止 の 防止 の かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	実態のは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	_							
			継続的に事故情報を収集し、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を実施【消費者 庁、厚生労働省、関係省庁等】							まつ毛エクステン ションに係る被害 件数
		(KPIの現状) ・事故情報データバンクへのまつ毛エクステンションに関する事故情報登録件数(2018年度発生):48件(2017年度:101件)(消費者庁) ・各地方公共団体(衛生主管部局)で把握した健康被害等の件数(2017年度):143件(2016年度:159件)(厚生労働省)								

1 消費者の安全の確保

- (1) 事故の未然防止のための取組
- ⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止

<u>まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対</u>策を検討する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

<2015 年度~2018 年度の実績>

国民生活センターがPIO-NET情報の分析やアンケート調査等によって危害の実態を把握するとともに、消費者庁及び厚生労働省は2015年6月、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【消費者庁、厚生労働省】

厚生労働省は 2015 年 12 月、2016 年 12 月、2017 年 12 月及び 2019 年 1 月に、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や、それぞれの年度における健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【厚生労働省】

(注)下線は当省が付した。

資料 3-8 消費者被害の発生・拡大防止に関する規定

〇 消費者安全法(平成21年法律第50号) <抜粋>

(消費者への注意喚起)

第38条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2~4 (略)

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第39条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 (略)

(事業者に対する勧告及び命令)

第40条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大生命身体被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2~8 (略)

(注)下線は当省が付した。

資料 4-① ヘルスケア産業の創出に関連する主な閣議決定

○ 「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) <抜粋>

第2 具体的施策

- I Society 5.0 に向けた戦略分野
- 1. 健康·医療·介護
 - (1) KPI の主な進捗状況
 - 《KPI》国民の健康寿命を 2020 年までに 1 歳以上延伸し、2025 年までに 2 歳以上延伸 【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳 (2010 年)】

⇒2013年:男性71.19歳、女性74.21歳

(2) 新たに講ずべき具体的施策

団塊の世代が全て 75 歳以上となる「2025 年問題」に間に合うよう、技術革新を最大限活用し、個人・患者本位で、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、新しい健康・医療・介護システムを構築する。オールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、個人の状態に合った効果の高いサービス提供による、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活を実現する。また、AI、ロボット等も組み合わせて現場の生産性を上げながら、高齢化・人口減少下でも質が高く、効率的な健康・医療・介護のサービス提供を可能とするモデルを構築する。こうした仕組みを支えるため、効果的な民間サービスの育成・普及を促すとともに、日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化を進める。(以下略)

○ 「未来投資戦略 2018 - 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革 - 」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) < 抜粋>

第2 具体的施策

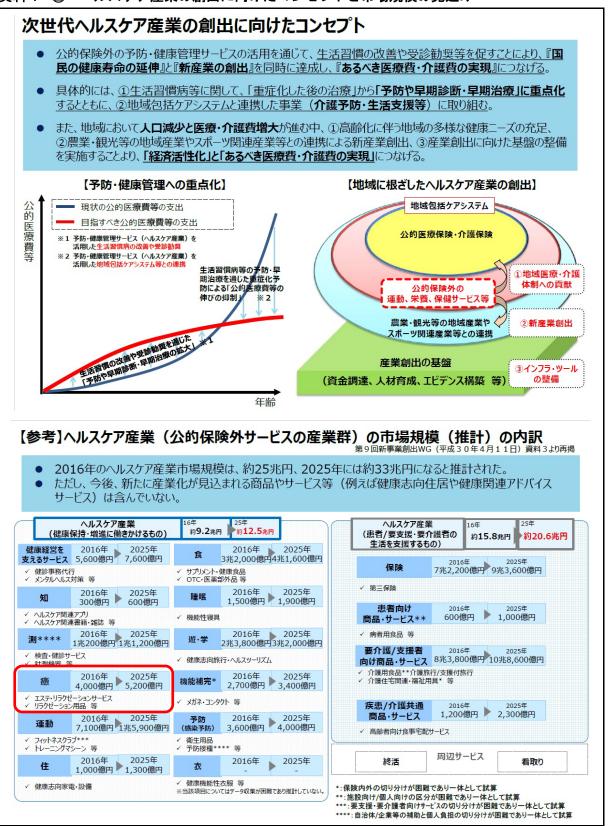
- ┃Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等
- [1]「生活」「産業」が変わる
- 2. 次世代ヘルスケア・システムの構築
 - (2) 政策課題と施策の目標

(前略)

高齢期でも健康を維持できる活力ある社会を目指すため、産学官連携で、早期予防から生活支援までの総合的な認知症対策や、予防・健康管理サービスの創出・活用を推進し、幅広い世代において予防投資を強化する。あわせて、<u>予防・治療・ケアまでの総合的なヘルスケアメリューションの創出を促進する等、関連するヘルスケア産業の活性化を図る。</u>

(注)下線は当省が付した。

資料 4-② ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプトと市場規模の見込み



- (注) 1 経済産業省「第 10 回次世代ヘルスケア産業協議会 新事業創出ワーキンググループ資料」(平成 30 年 12 月 12 日開催) から抜粋した。
 - 2 枠線は、当省が付した。